





(施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。
附 則 (平成一五年二月二五日政令第一六号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成一六年四月九日政令第一六号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十六年七月一日から施行する。
附 則 (平成一六年五月二六日政令第一八号) 抄 (施行期日)	この政令は、機構の成立の時から施行する。
附 則 (平成一六年六月二三日政令第二一号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則 (平成一六年九月二九日政令第二九四号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則 (平成一六年十一月一七日政令第三五六号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則 (平成一六年九月二九日政令第二九四号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則 (平成一六年十一月一七日政令第三五六号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則 (平成一七年五月二七日政令第一二号) 抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一七年三月一四日政令第七二号) 抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一七年五月二七日政令第一九〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十三条までの規定は、平成十七年九月一日から施行する。
附 則 (平成一七年六月一九日政令第二〇三号) 抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。
附 則 (平成一七年六月二四日政令第二二四号) 抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成一七年八月一五日政令第二二九号) 抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成一八年二月二四日政令第二五号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年三月三一日政令第一六一号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年三月三一日政令第一六四号) 抄 (施行期日)	この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一八年三月三一日政令第一六五号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年三月三一日政令第一六七号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年三月三一日政令第一六八号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則 (平成一九年五月二一日政令第二二七号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年八月三日政令第二二三号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一一〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二一年三月三一日政令第一一〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成二二年三月二五日政令第四三〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。	この政令は、施行日（平成二十一年十月一日）から施行する。
附 則 (平成二三年六月一〇月三一日政令第一六六号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
附 則 (平成二三年六月一〇月三一日政令第一六六号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
附 則 (平成二三年六月一〇月三一日政令第一三三号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
附 則 (平成二三年六月一〇月三一日政令第一三三号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
附 則 (平成二五年三月八日政令第五一〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十五年三月一日から施行する。
附 則 (平成二六年二月五日政令第二二一号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十六年二月一日から施行する。
附 則 (平成二六年二月五日政令第二二二号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成二十六年三月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成二十六年三月一日から施行する。	この政令は、施行日（平成二十六年三月一日）から施行する。

			この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。	附 則（平成二八年三月三〇日政令第八六号）抄
第一条	附 則（平成二六年七月一六日政令第二六一号）抄	（施行期日）	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。	（施行期日）第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
第一条	附 則（平成二七年二月四日政令第三五五号）抄	（施行期日）	この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	（施行期日）第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
第一条	附 則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄	（施行期日）	この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	（施行期日）第一条 この政令は、平成二十八年一二月二六日政令第三九六号）抄
第一条	附 則（平成二七年七月三一 日政令第二八二号）抄	（施行期日）	この政令は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。	（施行期日）第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
第一条	附 則（平成二八年一月二二日政令第一一号）抄	（施行期日）	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）第一条 この政令は、平成二九年二月一七日政令第二二号）抄
第一条	附 則（平成二八年一月二二日政令第一三号）抄	（施行期日）	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）第一条 この政令は、平成三十一年三月二〇日政令第四〇号）抄
第一条	附 則（平成二八年一月二二日政令第一一号）抄	（施行期日）	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）第一条 この政令は、平成三十二年六月十七日から施行する。
第一条	附 則（平成二八年一月二二日政令第一八号）抄	（施行期日）	この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十四日）から施行する。	（施行期日）第一条 附 則（令和四年六月一六日政令第二一四八号）抄
第一条	附 則（平成二八年三月九日政令第五七八号）抄	（施行期日）	この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。	（施行期日）第一条 この政令は、平成二八年三月三〇日政令第八六号）抄
第一条	附 則（平成二八年三月二五日政令第七八号）抄	（施行期日）	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。